

諮問番号 : 平成30年度諮問第2号(平成30年9月18日付け)

答申番号 : 平成30年度答申第2号

答 申

審査請求人(以下「請求人」という。)が提起した生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)の規定に基づく平成〇〇年〇月〇〇日付け生活保護変更決定処分(以下「本件処分」という。)に係る審査請求(以下「本件審査請求」という。)について、審査庁岐阜県知事(以下「審査庁」という。)から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求を棄却すべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇市福祉事務所長(以下「処分庁」という。)が請求人に対して行った本件処分の取消しを求めるものである。

請求人は、自身が受給している国民年金法(昭和34年法律第141号)による老齢基礎年金(以下「老齢基礎年金」という。)の収入額を生活保護費から差し引いて行われた本件処分が違法又は不当なものであると主張しており、その理由はおおむね以下のとおりである。

1 審理手続における主張

- (1) 国から毎月11千円の老齢基礎年金を受給しているが、その額を収入として生活保護費から差し引かれたことにより、生活に窮している。

(2) 平成〇〇年の冬には、2か月続けて電気代を〇〇, 〇〇〇円支払った。

2 行政不服審査会に対する主張

- (1) ガス料金の件についてお願い致します。
- (2) 年金の支払いについての件
- (3) 介護保険の支払いについての件
- (4) 電気料金についての件
- (5) 生活費が少ない

第3 審理員意見書の要旨

審理員意見書には、本件処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却されるべきである旨記載されており、その理由はおおむね次のとおりである。

本件処分における生活保護費の算定は、法及びこれに基づき定められた保護基準並びに関係通知に適合したものであり、請求人の主張には理由がない。

第4 審査庁の説明の要旨

当審査会に対する審査庁の説明の要旨は、おおむね次のとおりである。

- 1 審理員による審理手続は適正であったこと
- 2 審理員による事実認定及び法令解釈は、妥当であると考えられること
- 3 よって、審理員の判断と同様、本件審査請求は棄却するのが相当であること

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年9月18日	諮問
平成30年9月25日	請求人による主張書面提出 (行政不服審査法第76条に基づくもの)
平成30年10月12日	審議(第3回第2部会)

第6 審査会の判断の理由

当審査会は、審理員意見書及び事件記録に基づき本件審査請求について検討した結果、次のとおり判断する。

1 関係法令の定め

- (1) 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている（法第4条第1項）。
- (2) 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者（法第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしており、この基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならないとされている（法第8条第1項及び第2項）。
- (3) (2)の基準として、「生活保護法による保護の基準」（昭和38年厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）が定められている。
- (4) 本件処分に関する事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する第一号法定受託事務とされており（法第84条の5）、これを処理するに当たりよるべき基準（地方自治法第245条の9第

3項)として発出されている「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)、
「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知)等により、保護の認定や運用に関する事項が具体的に定められている。

(5) 経常的な最低生活費は、要保護者の衣食等月々の経常的な最低生活需要のすべてを満たすための費用として認定するものであり、したがって、被保護者は、経常的な最低生活費の範囲内において通常予測される生活需要は全て賄うべきものであるとされている(次官通知第7の1)。

(6) 保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき保護基準に基づいて認定した最低生活費と、次官通知第8によって認定した収入の額(以下「収入充当額」という。)との対比によって決定することとされている(次官通知第10)。

2 本件処分について

(1) 請求人の年齢、世帯人員、居住地、居住する住宅、収入の状況等から、本件処分の対象である請求人の平成〇〇年〇月分以降の支給額に係る基準生活費、収入充当額及び生活保護費は、法、保護基準及び関係通知に基づき次のとおり算定される。これは、処分庁による本件処分の内容と一致する。

ア 基準生活費 89,960円((ア)+(イ))

(ア) 生活扶助 62,960円

(イ) 住宅扶助 27,000円

イ 収入充当額 11,725円(老齢基礎年金)

ウ 生活保護費(支給額) 78,235円(ア-イ)

(2) 審理手続における主張について

請求人は、自身が保護を受けながら生活を続けている中で、その支給額から老齢基礎年金の受給額を差し引かれ、あるいは高額な電気代の支払を2か

月続けたことにより、生活に窮しているため、当該受給額を保護の支給額から差し引かないでほしい旨主張する。

しかし、最低生活費の算定に用いる保護基準は、要保護者の必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分な基準として定められており（法第8条第2項）、経常的な生活需要のほか、例えば出産や入学のような特別な需要についても考慮されている。そして、被保護者は、経常的な生活需要に係る最低生活費の範囲内において通常予測される生活需要を全て賄うべきものであることとされている（次官通知第7の1）。

請求人が主張する電気代は、経常的な生活需要であるといえるから、当該最低生活費の範囲内において全て賄われるべきであって、請求人の実生活において電気代が高額となることがあり、生活が苦しいと感じているとしても、そのことによって最低生活費の算定方法が変わるものではない。

また、保護とは、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるものであるから（法第4条第1項）、その活用に充てられるべき老齢基礎年金の受給額は、収入充当額として最低生活費から差し引くこととなるものである。

したがって、請求人の上記主張を採用することはできない。

(3) 行政不服審査会に対する主張について

請求人は、当審査会に対し、第2の2記載のとおり主張する。このうち、第2の2(1)の記載は、請求人の生活においてガス料金が高額であること、又は、請求人がガス料金を支払うことができず、ガスの供給が停止されたまま生活していることのいずれかの事情を、本件処分の取消しを求める理由として主張するものと解される。

そうすると、第2の2記載の主張は、つまるところ、請求人は生活に窮しているため、保護の支給額から、老齢基礎年金の受給額及び介護保険料を差

し引かないよう求めているものと解される。

しかし、老齢基礎年金の受給額は、収入充当額として最低生活費から差し引くこととされていること、請求人の実生活において経常的な生活需要（上述の電気代のほか、ガス料金もこれに該当する。）が高額となることがあり、生活が苦しいと感じているとしても、そのことによって最低生活費の算定方法が変わるものではないことは、上述したとおりである。

また、〇〇市介護保険条例（平成12年〇〇市条例第17号）第3条第1項によれば、〇〇市において〇月は介護保険料の納期とはされておらず、本件処分に係る通知書及び保護決定調書の記載からも、本件処分において介護保険料を保護の支給額から差し引いたとは認められない。

したがって、請求人の上記主張は、いずれも採用することができない。

(4) 以上のことから、処分庁が請求人に対して本件処分を行ったことは、適法かつ妥当である。

3 結論

以上のとおり、当審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈を含めた審査庁の判断の妥当性を審査した結果、審理手続、事実認定並びに法令の解釈及び適用のいずれについても適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

4 付言

当審査会の結論及びその理由は上記のとおりであり、また、もとより処分庁を拘束するものではないが、この際、次の点を付言しておきたい。

本件処分に係る通知書には、処分に当たって適用した根拠法令の条項が示されておらず、当該通知書の記載のみでは、いかなる法規を適用して処分が行われたのかが明らかにされているとは言い難い。

この点、当該通知書には「冬季加算の削除」及び「介護保険料加算の削除」との文言並びに生活保護費の計算過程が記載されていることから、請求人は、

処分庁の判断理由をある程度は了知することが可能であるといえることができる。

よって、本件処分における理由の提示は、法第25条第2項において準用する法第24条第4項及び行政手続法（平成5年法律第88号）第14条が要求する理由提示の要件を辛うじて満たすものと考えられる。

しかしながら、処分庁においては、処分の根拠とした法規を、処分に係る通知書に記載するなど処分と同時に書面により明示すべきであるので、生活保護事務の処理に係るシステムの改修を行うなどして、処分理由の記載について改善を図ることが望まれる。

（答申を行った部会の名称及び委員の氏名）

岐阜県行政不服審査会 第2部会

部会長 大野正博、委員 池田紀子、委員 和田恵